

大和斎場は、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の四市を構成市（以下「四市」という。）として、近隣住民や利用者の皆様のご理解とご協力のもと、これまで、適正かつ円滑な運営に努めております。

大和斎場の利用に当たりましては、この「大和斎場をご使用する際のお願い」をご一読いただき、注意事項の遵守につきまして、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

全 般

1 申込方法及び申請等について

- (1) 大和斎場は、電話による予約を24時間お受けしております。なお、間違い等が生じないように電話の予約後は原則30分以内にファックスにより「大和斎場施設使用申込確認書」を送信してください。

- (2) 電話予約の際は、次の情報を確定してからご連絡ください。

① 火葬炉、式場などの使用日時、使用したい内容

日程等はすべて復唱しておりますが、基本情報なのでお間違えのないようにカレンダーで確認され、メモを行うなどのご注意をお願いいたします。

※ 日程などの変更がないように、ご親族や関係者との十分な打合わせをお願い
します。

② 死亡者の氏名、年齢、死亡時の住民登録地の住所

※ 故人の氏名（漢字等）は、炉前等の名札として作成しますので、ご確認をお願いいたします。

③ 申請者の氏名、続柄、連絡先

④ 宗派（炉前ホールでのお焼香準備の有無）、葬儀社名、出棺場所、お棺のサイズ、ご遺体のペースメーカーの有無（お棺のサイズ 6.25 尺 標準幅 が通常サイズとなります。）

- (3) 予約後に内容の変更や取消をする場合は、先に電話でその旨を連絡した後に「予約変更申込書」または「予約取消申込書」をファックスにて、原則30分以内に送信してください。

予約の変更は、特別な事情がない限り1回までとなります。また、予約取消の際は申請者（喪主等）に大和斎場から確認を行います。

- (4) 予約後は、速やかに施設使用の申請を行ってください。この申請は、受付にて大和斎場施設使用許可申請書等を記入し、火葬許可証または改葬許可証を添えて施設使

用料の納付をお願いします。(8:30~17:00)

- (5) 施設使用料の領収書は、紛失されないよう大切に保管してください。

領収書を紛失され、再発行を希望される場合は、大和斎場施設使用許可申請書等の申請者が身分証明書を持参の上、再発行の手続きを行っていただくようお願いします。

- (6) 炉前及び待合室の名札については、予約時に確認した名前(漢字、旧体かな文字)で作成しています。変更がある場合には、必ず前日までにファックスにより変更の内容を明記してご連絡ください。

- (7) 施設使用料の免除について

- ① 亡くなられた方が生活保護受給者で、次のケースの場合に施設使用料が免除されます。

なお、施設使用料の免除の際は、亡くなられた方の生活保護受給証明書、申請者のご印鑑が必要です。

※ 亡くなられた方が四市外に住民登録があり、四市外の市役所等で生活保護の受給をされていた場合は、大和斎場の施設使用料免除の対象外となります。

～施設使用料免除の対象となる方～

ア. 死亡者が四市内に住民登録があり、四市内の市役所で生活保護を受給していた場合

イ. 死亡者が四市外に住民登録があり、四市内の市役所で生活保護を受給していた場合

ウ. 死亡者が四市内に住民登録があり、四市外の市役所で生活保護を受給していた場合

- ② 中国残留邦人及びその配偶者の方は、生活保護受給者と同様に使用料の免除対象となります。

- (8) 死亡者が四市外の場合、火葬利用時間帯は午前9時30分、午後3時30分の各1枠です。また、友引の日の受入については、上記の時間帯のほかにも予約が可能です。詳しい時間帯については、お問い合わせください。

なお、希望する日の前日の正午までに火葬の予約がない場合(空いている時間帯)は、予約が可能となります。

- (9) 死亡者が死亡時において四市外に住民登録があった場合は、次のいずれかに該当したときに式場の予約が可能となります。

- ① 四市内に住民登録を有している申請者が、死亡者の二親等内の場合(二親等内の方は、火葬許可証の発行の際に申請者となってください。)

参考 二親等：祖父母、配偶者の祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者等

- ② 死亡者が四市外の高齢者対応施設等に入所し、住民登録地が入所時の直近において四市内であった場合(この場合は、入所の直前において、四市内に住民登録をされていた旨の証明書を申請時に提出してください。証明書は、入所されていた施設

長等により発行をお願いします。)

例 死亡者の住民登録地の移動例

高齢者対応施設等に入所の直前に四市内にあった場合

⇒入所後四市外となったとき **使用可**

③ 利用を希望する日の前日の正午までに式場の予約がない場合

※ ①～③については、死亡者の死亡時の住民登録地により、すべて市外料金となります。

(10) ご遺体の搬入・搬送

① 火葬炉、式場、安置室は納棺された状態で搬入してください。施設内での納棺行為はできません。

② 白ナンバーによる霊柩車でのご遺体の搬送は、貨物自動車運送事業法に基づき禁止されております。

ご遺体の搬送は、霊柩車運送業の許可を受けている車両のみとなります。

(※個人での搬送を除く。)

2 休場日について

1月1日、2日、3日及び2月から12月まで毎月1日設ける施設点検日

※ 大和斎場は、開設以来30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、緊急に建物等の改修等を行う場合があります。

その際は、臨時に施設を休場日とさせていただく場合があります。

臨時に休場となる際は、当ホームページ及び施設内に掲示します。

3 更衣室について

式場棟1階通路横に2か所設置しております。火葬棟にもご用意しております。

4 車椅子の貸出について

受付に車椅子を5台ご用意してありますので、使用をご希望の方は申し出てください。なお、使用の予約はできません。

5 AEDについて

AEDは、火葬棟については、エントランスホール（受付室付近）、式場棟については、1階の案内員室前にそれぞれ1台ずつ設置してあります。

6 駐車場等について

(1) 170台駐車可能ですが、通夜時は満車により駐車できない場合もあります。周辺道路の交通渋滞緩和のため、タクシーなどや乗用車のお乗り合わせにご協力くださ

い。

最寄駅（小田急・鶴間駅、相鉄・相模大塚駅）からの徒歩は、約20分となります。

- (2) 火葬で来場の場合は、駐車場の混雑緩和のため1つの会葬でマイクロバス1台、乗用車5台以内でお願いいたします。
- (3) 収骨後等において、大和斎場を退場される際は、正面には車両の待機はできません。
- (4) 通夜等における満車時の緊急対応などについては、周辺の道路が生活道路であることをご理解いただき、事前協議の有無にかかわらず、大和斎場の駐車場が満車の状況となったとき、または満車の状況になることが予測されるときなどは、4式場中で最も会葬者の多い式場の葬儀社が中心となって斎場内外の整理員を配置し、車両の誘導や整理にあたってください。また、必要に応じて、他の場所に駐車場を確保するなど満車時の対応についてご協力をお願いいたします。（事前協議 参照）

7 喫煙について

所定された場所以外での喫煙は禁止します。※神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

8 ペットについて

施設内へのペットの同伴はできませんので、ご承知ください。なお、盲導犬や介助犬については、この限りではありません。

9 その他の注意事項について

- (1) この施設は、多数の方が利用されますので、使用される方が責任をもってご使用ください。
使用中に建物や設備等を損傷したときは、使用者の責任で復元していただきます。
- (2) 斎場敷地内への出入りは、午後10時までをお願いします。
- (3) 敷地及び施設内での事故及び盗難については、大和斎場では一切責任を負いません。
- (4) 大和斎場に勤務する全ての職員に対する心付け等は、かたくお断りします。
- (5) 収骨後にご会葬のお別れのあいさつを行う場合には、火葬棟エントランス受付側に行ってください。他のご葬家も通行いたしますので、短時間による対応をお願いします。
- (6) 施設内に設置してある備品は、慎重に取り扱うようお願いいたします。使用者側において破損した場合は、実費弁償をお願いする場合があります。

火 葬

1 火葬予約の時間帯の厳守について

- (1) 交通事情などを考慮の上、所定の時間までに到着されますよう、ご出棺時間の調整をお願いします。なお、大和斎場の到着時は、お棺の足側からリフター（棺載車）に移し替えをいたします。
- (2) 到着が所定時間より早い場合は、待合ロビーやエントランスホールでお待ちください。ただし、午前9時以前は、待機場所がないのでご注意ください。
- (3) 到着が所定の時間より遅れますと、エントランスでお待ちいただくか、お別れのお焼香などを火葬炉へ納棺後にお願いするような対応となりますので、到着時間の厳守をお願いします。

なお、この場合であっても他の会葬の収骨を優先いたしますので、大幅に焼香等が遅くなる場合があります。

2 火葬許可証等について

- (1) 火葬許可証は、火葬する前に必ず受付に提出してください。収骨時に、火葬許可証の裏面に火葬を行った日時等を記入後にご返却いたします。（事前に申請が終了されている場合は、施設使用決定通知書もご提出ください。）
- (2) 火葬許可証は、納骨の際に寺院、公園墓地管理事務所等に提出するものです。大切に保管してください。紛失された場合は、発行された市役所等の再発行手続きを必要とします。
- (3) 分骨は、所定の様式により申請してください。当斎場で火葬した当日の収骨時に限り、火葬執行済証明書を発行しますので、納骨まで大切に保管してください。また、小サイズの骨壺により残骨を希望される方は事前にその旨を申し出てください。
- (4) 身体の一部（四肢等）の申請については、本人の身分証明書（保険証、免許証等）、病院長等が発行する診断書の提出が必要となります。

3 骨壺について

- (1) 到着時、骨壺を確認させていただきます。不備があった場合は交換をお願いします。
- (2) 12歳以上の場合のサイズは、7寸の骨壺をご用意ください。死胎児や分骨の場合は、小サイズをご用意ください。

4 炉前のお別れについて

- (1) 炉前でのお別れや読経等は、到着時間に応じて所定の時間内をお願いします。予約の時間帯は、火葬炉に入る時間になります。到着は、入炉時間の30分前からとなります。

例 ≪予約した時間が午前10時30分の場合≫

到着（午前10時） ⇒ 読経・焼香 ⇒ 火葬炉に納棺（午前10時30分）

※入炉の時間は厳守してください。

- (2) 読経等が予約時間帯を超えると、次の火葬を待つ方にご迷惑がかかります。この場合は、先に火葬炉に納棺させていただき、お別れをしていただくようになります。

5 お棺の中の副葬品について

- (1) ご遺体を納棺されるときは、火葬時間が長引いたり、火葬炉の損傷や事故の原因となる恐れがありますので、棺には次の副葬品などを入れないでください。

- ☆ プラスチック製品、金属製品（釣り竿、おもちゃ、人形等）
 - ☆ 危険物（スプレー、ガスライターなどの爆発性のあるもの）
 - ☆ ガラス製品（ジュース、酒などの缶、ビン類）
 - ☆ 燃えにくいもの（綿製品、布団、毛布、書籍等紙類の束状のもの、果物類等）
- ※ 故人様のメガネや貴金属などは、収骨の際にご用意いただき、骨壺にお納めすることができます。

- (2) 故人の方がペースメーカー等を装着している場合は、火葬業務に危険を伴うことから、予約時に必ずお知らせください。

- (3) 棺のサイズが大きい場合やご遺体の体重が120kg以上であるときは、火葬当日では対応できない場合がありますので予約時に必ずお知らせください。大型炉での受け入れを予定いたします。

- ① 通常の場合、受入出来る棺の標準サイズは、6.25 尺までです。

6.25 尺以上の場合は、大型の棺（ワイド棺、ロング棺を含む。）の限度は、「長さ210cm、横幅64cm、高さ54cm」までです。

このサイズ以上は、大和斎場での予約はできません。

- ② ご遺体の体重が120kg以上ある場合の火葬の予約時間帯は、午後1時、午後1時30分、午後2時30分です。ただし、式場使用に伴う火葬のときは、この限りではありません。また、大和斎場の式場以外からのご出棺であっても事前の準備を必要としますので、予約時にはご相談ください。棺のサイズは厳守していただきますが、大型炉での対応には限度があるので、ご遺体の状況によりましては、お受けいたしかねる場合があります。

6 焼骨を骨壺に収容できないとき

大和斎場では、焼骨をそのままの形で収骨しております。収骨の際に、ご用意していただいた7寸の骨壺などにすべてを収納できないようなときは、ご親族のご了解を得て焼骨を骨壺内で細かく崩させていただき、お納めしております。焼骨を骨壺に収めるために崩させていただく場合は、収骨室内でご親族が立ち会うか否かをご確認させていただきますので、ご協力をお願いします。立ち会わないことをご希望された場合は、収骨室から一時的にご退室いただき、職員が骨壺にお納めした後に

ご親族にお声をおかけいたします。

待 合 室

待合室の使用につきましては、入炉時間の 30 分前となります。

1 待合室の収容人員等について

- (1) 1 葬家につき 1 待合室 36 人までの使用となります。
- (2) 会葬者が多い場合の飲食については、お貸しする待合室内で、席を交替してお使いください。
- (3) ロビーは皆様の共通のスペースですので、独占したり事前にスペースを確保することはできません。
- (4) ロビーでの飲食は軽食までとし、仕出し料理のセットをすることはできません。

2 仕出し料理のセット等について

- (1) 待合室に料理のセットが出来るのは、待合室の清掃が終了し、所定の時間以降となりますのでご協力をお願いします。
- (2) 仕出し料理を運搬する台車等は、待合室セット後に屋外に置くようお願いします。なお、ロビー及び待合室出入口周辺には、台車や荷物を置かないようお願いいたします。
- (3) 待合室に設置してある棚は、会葬者用の荷物置場です。仕出し用具等を置かないようお願いいたします。

3 その他

- (1) 椅子、テーブル、ベビーチェアは、各待合室に設置した数量だけをお使いください。
他の待合室からの補充はできません。また、椅子、テーブル等の持込みは、火葬中
の場合はできません。
(各部屋のセット数 椅子 36 脚、テーブル 7 卓、ベビーチェア 2 脚)
- (2) 後片付けは、収骨放送終了後 30 分以内でお願いします。また、隣接する待合室が
使用中の場合には、片付け時の音や会話などが響くことのないようにご配慮ください。
- (3) 湯茶セットは各室に用意してありますのでご使用ください。
- (4) 湯飲み茶わんには、飲み残したビールやジュースを入れないようお願いいたします。持
ち込みをされた飲食物については、各自でお持ち帰りください。(飲食物の持込は、
ご自由です。)

- (5) 急須などに不要となった汁などの液体を入れないようお願いします。
- (6) 待合室の利用に際し不要となったごみ、空き缶、空きビン、オムツ等は各自でお持ち帰りください。
- (7) 待合室に設置してあるコンセントで調理器（炊飯器・電気ポット等の電気器具類）を使用することはできません。保温等であっても、ブレーカーが作動いたしますので禁止いたします。
- (8) 盗難、紛失、事故等については責任を負いかねますので、貴重品等の管理は各自の責任において行ってください。式場棟1階通路にコインロッカーが設置されております。
- (9) オストメイト（多機能トイレ）は、火葬棟待合側に設置してあります。

式 場

大和斎場は、地方自治法に規定されている公の施設です。式場は市民の方が故人の葬儀を行う場所としてお貸ししているのです、社葬等団体による葬儀の使用はできません。

なお、葬家と会社、葬家と団体等による合同葬も同様に使用することはできません。

1 通夜について

- (1) 通夜の開場及び開始時間は、次のように設定しております。
 - 第1・2式場：開場 午後2時30分 ～ 開始 午後6時～
 - 第3式場：開場 午後3時 ～ 開始 午後7時～
 - 第4式場：開場 午後3時30分 ～ 開始 午後7時～
 - (2) 施設の使用の申請手続の前には、通夜の準備はできません。必ず開場時間前に、使用料の納付申請を受付けで済ませてください。
 - (3) 通夜振舞いは、僧侶等の読経終了後になっておりますので、厳守をお願いします。
 - (4) 通夜振舞いの時間は、午後9時30分までです。午後10時までに清掃、後片付けをしてください。
 - (5) 待合室7・8については、第3式場または第4式場を使用される方を優先いたします。
- 使用のご希望がある場合は、通夜当日の午後0時までに連絡をしてください。この時点で、予約のないときは第1式場または第2式場の方にも貸出が可能となります。
- (6) 通夜時において待合室を使用した場合は、使用料が必要になります。
 - (7) 通夜時は4式場の来場者の車両により、駐車場が混み合います。ご来場の際は、乗用車の乗り合いや電車、タクシーの交通手段をご利用ください。
 - (8) 各式場には、ご親族用に湯茶のセットを用意してありますので、ご自由にお使いください。使用後は、湯のみ類の洗浄と後片付けをお願いいたします。
 - (9) 午後10時以降の飲食は、遺族控室でお願いします。清掃用具は、式場に用意し

てあります。

(10) 式場内での調理行為はできません。

2 通夜に伴う付き添いについて

- (1) 午後10時以降の付き添いを希望される方は、必ず所定用紙に必要事項を記入し、警備員に届け出てください。なお、当施設では寝具の用意はありませんので、必要な場合は、各自で用意していただくか、レンタル等の手配を行ってください。
- (2) 夜間の付き添いの人数は、5人以内です。（お一人は不可です。）
- (3) 式場内の火気（ローソク、線香、焼香類）は、防火管理上、警備員が立ち会い午後10時までには消灯させていただきます。夜間の火気使用はできませんが、祭壇の照明は点灯しております。
- (4) 全館の空調設備は、午後10時に停止しますが、遺族控室のエアコンは使用できます。
- (5) 式場内の夜間照明は、通路等の支障のない範囲になります。
- (6) 警備員の注意事項を遵守するとともに、夜間の緊急時には、警備員にご連絡ください。（受付 内線14番または15番）
- (7) 公衆電話はありませんのでご注意ください。

3 告別式について

- (1) 告別式の時間帯及び入炉時間は、次のように設定されております。
第1・2式場：午前9時30分～入炉 午前11時まで。
第3式場：午前10時30分～入炉 正午（午後0時）まで。
第4式場：午前11時30分～入炉 午後1時まで。
- (2) 出棺時間は、入炉時間に間に合うようにご葬家との事前のお打ち合わせをお願いいたします。
- (3) 出棺時の棺載車は、出棺前までに式場入り口付近に用意します。炉前ホールまでの搬送は葬儀業者2人以上でお願いします。搬送時は、ハンドルが頭側になるようにしてください。
- (4) 出棺後は、式場の遺族控室及び会葬者控室は使用できません。手荷物等は、すべて待合室に移動してください。

4 初七日等について

- (1) 収骨後、初七日等をされる場合の使用時間は、1時間以内（片付けを含む。）となっております。また、別途使用料が必要となります。
なお、この場合であっても、会葬者控室及び遺族控室は使用できません。

- (2) 初七日等を行う場合は、火葬中に斎場職員が簡易な清掃を行いますので、ご理解をお願いします。

5 祭壇等について

- (1) 式場には、大和斎場で用意した備付の祭壇（仏式・神式・正宗・キリスト教等に対応）があります。
- (2) 第1、2、3式場は祭壇の持込みはできますが、備付の祭壇の移動はできません。祭壇を持込む場合は、ステージ上のカーテンを引きます。持込みされた祭壇は、ステージから下がった床面を利用して設置を行ってください。
- (3) 第4式場は、テーブル型も含め祭壇の持込みができませんので、常設の祭壇を使用してください。
- (4) 祭壇上の備品類の取り外し及び形式の変更については、職員が行いますので、準備の都合上、予約時及び使用する前日までに必ず受付に申し出てください。なお、取り外し等については制限がありますので、事前にご確認ください。
- (5) 祭壇ステージでの作業は、スリッパを使用してください。
- (6) 祭壇への生花、お供え物等の飾り付け及び案内看板、花輪、水車等の設置時は、祭壇や床に傷や汚れがないように必ずビニール等を敷いて養生後に行ってください。また、設置においては、全てを自立式とします。当施設の壁や扉、工作物に立てかけたり、ロープ等で縛って固定させたりすることは出来ません。
- (7) 生花の盛り付けや、名札書きは、式場外で行ってください。受付テーブル上でのマジック書き、画鋏での案内紙止めは出来ません。
- (8) 常設の祭壇について

大和斎場の祭壇数は、次のとおりです。使用状況によって、不足する場合がありますので祭壇の形につきましては、予約時にご確認をお願いいたします。

ご希望の祭壇が貸し出しにより不足した場合の対応方法は、事前にご相談をお願いします。

仏式	4	神式	2	キリスト式	1
友人葬	2	正宗（厨子のみ）	1	-----	---

- (9) キリスト式祭壇のベルベット布は、大和斎場にはないのでご用意ください。

6 その他の注意事項について

- (1) 正門前信号付近の案内看板の設置、案内人等の誘導は出来ません。ただし、多くの会葬者の来場が見込まれる場合で、事前協議が整っているときは、交通整理員等の配置をお願いいたします。

- (2) ご使用になる式場の範囲外では、自立式の花輪、垂れ幕、看板、提灯、椅子、テント等の設置はできません。
- (3) 火気の取扱い（線香、ローソク、焼香等）には十分にご注意ください。電気ストーブ、電気毛布等の暖房器具類の持込みは厳禁いたします。
- (4) 使用後は、速やかに清掃・後始末をお願いします。お貸しした備品等は指定された場所に片付けた後、斎場職員の確認を受けてください。確認後、ごみはまとめてお持ち帰りください。
- (5) 片付け時に、リモコン類などを返却してください。葬儀社の持ち込まれたコード類などのお忘れ物が増えております。また、大和斎場の備品を誤ってお持ち帰りされることのないよう、必ず斎場職員と共に退出前の立ち合いをしてください。
- (6) 葬儀業者の方は、通夜・告別式・初七日の使用終了まで、必ず立ち会うようにしてください。
- (7) 通夜・告別式等でのBGMは、ダビングしたCD等を使用すると著作権法に抵触しますので、市販されたものをご使用ください。
- (8) 持込みされたライト等を設置するときは、電球の熱が柱、壁、工作物に伝わらないように離してください。また、線香、焼香炭、ローソクなどの火気の始末を適切に行い、防火管理をしてください。

安置室

1 搬入について

- (1) 安置室の使用は、大和斎場で火葬されることを条件とします。
- (2) ご遺体の搬入時間は、午前8時30分から午後9時までです。
- (3) ご遺体の搬入は、棺に入れた状態で、葬儀業者の方は2人以上によりお願いします。大和斎場内でご遺体をお棺にお入れする行為はできません。病院等、外部で納棺した状態により搬入してください。

2 提出書類について

搬入時に、死亡診断書または火葬許可証を持参してください。（複写可）

3 ドライアイスの交換について

ドライアイスの交換は、必要に応じて適宜お願いします。

4 使用期間について

使用期間は7日以内とします。ただし、年末年始の期間についてはご相談ください。

5 面会について

- (1) ご遺体の面会は、事前の電話予約をお願いいたします。
- (2) ご遺体の面会は親族のみとし、面会者名簿に名前を記入してから、ご担当の葬儀業者の職員の方が立ち合いのもと、面会してください。
- (3) 面会は、ご親族の皆様でご相談の上、1日1回でお願いいたします。
- (4) 面会終了後は、受付職員に声をかけてからお帰りください。
- (5) 面会時間は、午前9時から午後5時までとし、概ね30分以内でお願いいたします。
- (6) 面会の際は、保冷庫の扉は5分以上の開放をしないでください。保冷庫内部の結露等不具合の原因になりますので、ご協力をお願いいたします。
- (7) 安置室前にて、読経、焼香、ご遺体に対する化粧行為等を行うことはできません。

事前協議

斎場周辺道路の交通渋滞等、多くの会葬者が来場することにより、近隣住民や利用者の皆様にご迷惑をお掛けする恐れがある場合には、次の内容について「事前協議」をお願いします。

1 事前協議の対象について

式場の利用において、次のいずれかに該当する場合

- (1) 会葬者が 350名を超えると見込まれる場合
- (2) 4式場の合計会葬者が600名を超える場合は、そのうち規模が一番大きい場合

2 協議事項について

前項に該当する場合は、斎場の円滑な管理運営に支障をきたさないように、速やかに「大規模葬儀協議書」に基づき、「事前の協議」を行ってください。この場合、葬儀業者の方は、ご葬家、喪主の方に、臨時駐車場の確保などについての同意書の内容をご説明いただき、この同意書に喪主の方の署名、捺印をしていただいた後に事前協議でのご提出をお願いいたします。ご不明な点は、事前にご確認をお願いいたします。

《主な協議事項》

- (1) 臨時駐車場の確保
- (2) 誘導員（交通誘導員、会場誘導員など）の手配
- (3) 会葬者の動線
- (4) テント等の備品の使用
- (5) タイムスケジュール（出棺時間の厳守など）

- (6) その他、管理運営上必要な事項（マイクロバスの使用、乗用車の乗合、関連葬儀社への周知など）

3 「大和斎場をご使用する際のお願い」の例外について

「事前協議」が整った場合には、次の事項の例外を認めます。

(1) 式場使用における準備開始時間について

祭壇の上物や生花の設置等の準備について、状況に応じて定刻の30分前から開始することができます。ただし、通夜の開始時間を早めることはできません。

(2) 通夜振舞いの開始及び終了時間について

通常は、僧侶等の読経終了後ですが、状況に応じて通夜の開始から30分経過したら飲食ができます。なお、この場合にも、終了の時間は午後9時30分を厳守し、式場内や待合室7・8の清掃を速やかに行い、午後10時までに退場してください。

(3) 告別式の開始時間について

会葬者が多く、また弔辞等により出棺予定時間を超えてしまうようなことが予測される場合には、火葬時間帯を厳守するため、告別式の開始時間を早めることができます。

ただし、この場合であっても待合室の割り当ては1会葬に1室（36人）です。
収容できない方のために待合ロビーを独占使用するようなことはできません。

4 その他について

- (1) 「1. 事前協議の対象」の(2)に該当する場合には、4式場の中で会葬者が一番多いと思われる葬儀の葬儀社が中心となって調整を行い、他の葬儀社は、その調整に協力してください。
- (2) 上記の場合、会葬者の整理誘導等（場内外）については、各式場の来場が見込まれる人数に応じて分担してください。
- (3) 「事前協議」が整わない場合には、大和斎場条例第4条第4号（斎場の管理上支障があると認められるとき）の規定に基づき、近隣住民の生活や周辺道路等への影響を考慮し、やむを得ず斎場施設の使用を許可しない場合があります。
- (4) 「事前協議」が整った場合は、臨時駐車場に伴う案内看板、ポータブル発電機等、貸出が可能な備品も用意してありますので、必要な場合は、受付まで事前にご相談ください。
- (5) 臨時駐車場については、全面禁煙です。そのほか、使用上における注意事項については、職員の指示に従うようお願いいたします。なお、車両の誘導に際しては、近隣の皆様の生活道路であることをご理解の上、一般車両の通行を優先していただきますようお願いいたします。

- (6) 周辺道路に駐車されますと、近隣のみなさまに大変な迷惑となります。大規模葬儀の際に、やむを得ず自家用車によりご来場されるときは、臨時駐車場などに駐車してください。
- (7) 大和斎場正門付近の（大和市消防署西出張所）前は、駐停車禁止となります。

大和斎場条例及び同条例施行規則

施設に係る条例及び規則の規定を抜粋したものです。

大和斎場条例

（使用の許可）

第3条 斎場の施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することが出来る。

（使用の制限）

第4条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 斎場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 斎場の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることが出来る。この場合において、管理者は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 使用者が第3条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の許可の申請に虚偽または不正があったとき。
- (3) 使用者が第4条各号の1に該当するに至ったとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により管理者が必要と認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて来場した者（以下「利用者」という。）について準用する。

大和斎場条例施行規則

（遵守事項）

第12条 使用者又は使用者の使用目的に応じて来場した者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 斎場の施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）使用については、係員の指示に従うこと。
- （2） 指定された場所以外に花輪、生花その他これらに類するものを置かないこと。
- （3） 許可なく建物等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- （4） 許可なく火気を使用しないこと。
- （5） 斎場の施設の備品、器具等を斎場外に持ち出さないこと。
- （6） 指定された場所以外で飲食または喫煙をしないこと。
- （7） 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （8） 許可を受けないで斎場において、物品の販売、広告、宣伝等の行為をしないこと。
- （9） その他係員の指示に従うこと。

（職務上の立入り）

第13条 管理者は、斎場の管理上必要と認めるときは、係員を使用の許可をしている施設に立ち入らせることが出来る。この場合において、使用者は、当該係員の立入りを拒むことができない。

（損傷等の届出）

第14条 使用者又は利用者は、施設等を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

お問い合わせについて

ご使用上の不明な点は、下記にお尋ねください。

＜ 大和斎場 ＞

〒242-0005

大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号

TEL 046-264-5566

FAX 046-264-5564

大和斎場公式ホームページ

<http://www.yamatosaijo.jp/>

